算式

（d ／ c）×（1 ／ 5,297）

ただし、d ／ c に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

c　軽課に係る台数

d　地方税法附則第 30 条第 2 項から第 4 項までの規定により読み替えられた同法第 444 条第 1 項第 2 号ロ及びハに規定する標準税率に 0.75 を乗じた額に、税率区分ごとの軽課に係る台数をそれぞれ乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

［略］

（改正後地方税法に規定する軽自動車税の環境性能割の基準税額の算定方法）

第三十三条の二　改正後地方税法第四百四十二条第一号に規定する環境性能割（以下「改正後地方税法に規定する軽自動車税の環境性能割」という。）の基準税額は、次の算式によって算定した額とする。

算式

（A ＋ B ＋ C）× D ／ E × 0.273 × 0.75

（A ＋ B ＋ C）× D ／ E 又は（A ＋ B ＋ C）× D ／ E × 0.273 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　次の算式により算定した額

算式

{a1 ／ 0.2 ＋（a2 ＋ a3）× 0.02} × 0.25 ＋ {a4 ／ 0.2 ＋（a5 ＋ a6）× 0.02} × 0.00 ＋ {a7 ＋（a8 ＋ a9）× 0.02} ＋ {a10 ＋（a11 ＋ a12）× 0.02} × 0.5 ＋ {a13 ／ 0.8 ＋（a14 ＋ a15）× 0.02} ＋ {a16 ／ 0.8 ＋（a17 ＋ a18）× 0.02} × 0.5 ＋ {a19 ／ 0.6 ＋（a20 ＋ a21）× 0.02} ＋ {a22 ／ 0.6 ＋（a23 ＋ a24）× 0.02} × 0.5 ＋ {a25 ／ 0.4 ＋（a26 ＋ a27）× 0.02} ＋ {a28 ／ 0.4 ＋（a29 ＋ a30）× 0.02} × 0.5 ＋ {a31 ／ 0.2 ＋（a32 ＋ a33）× 0.02} ＋ {a34 ／ 0.2 ＋（a35 ＋ a36）× 0.02} × 0.5 ＋（a37 ＋ a38 × 0.02）＋（a39 ＋ a40 × 0.02）× 0.5

（a2 ＋ a3）× 0.02、{a1 ／ 0.2 ＋（a2 ＋ a3）× 0.02} × 0.25、（a5 ＋ a6）× 0.02、（a8 ＋ a9）× 0.02、（a11 ＋ a12）× 0.02、{a10 ＋（a11 ＋ a12）× 0.02} × 0.5、a13 ／ 0.8、（a14 ＋ a15）× 0.02、a16 ／ 0.8、（a17 ＋ a18）× 0.02、{a16 ／ 0.8 ＋（a17 ＋ a18）× 0.02} × 0.5、a19 ／ 0.6、（a20 ＋ a21）× 0.02、a22 ／ 0.6、（a23 ＋ a24）× 0.02、{a22 ／ 0.6 ＋（a23 ＋ a24）× 0.02} × 0.5、a25 ／ 0.4、（a26 ＋ a27）× 0.02、a28 ／ 0.4、（a29 ＋ a30）× 0.02、{a28 ／ 0.4 ＋（a29 ＋ a30）× 0.02} × 0.5、（a32 ＋ a33）× 0.02、（a35 ＋ a36）× 0.02、{a34 ／ 0.2 ＋（a35 ＋ a36）× 0.02} × 0.5、a38 × 0.02、a40 × 0.02、（a39 ＋ a40 × 0.02）× 0.5 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

算式

（d ／ c）×（1 ／ 5,184）

ただし、d ／ c に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

c　軽課に係る台数

d　地方税法附則第 30 条第 3 項から第 5 項までの規定により読み替えられた同法第 444 条第 1 項第 2 号ロ及びハに規定する標準税率に 0.75 を乗じた額に、税率区分ごとの軽課に係る台数をそれぞれ乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

［同上］

［新設］